

# CU三多摩ニュース

No.61

2020.9.20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

## CU三多摩300人達成を目指そう

宮田清志執行委員長

仲間の皆さん



今年の定期大会で新しく委員長になりました。東京土建出身の宮田です。どうぞよろしくお願いします。

今年に入り、新型コロナウイルスの発生、感染拡大で仕事や暮らしに大きな影響が出ています。7月の労働力調査では非正規労働者の「雇止め」だけでも131万人です。私たちはこうした困っている労働者に親身になり、寄り添って問題を解決し、仲間に迎えていく運動をしてきました。

コロナ禍の中、三密を回避しなくてはならない状況ですが、困っている労働者はかなり多くなっています。今こそ私たちCUの労働組合の出番だと思います。

秋の仲間を増やす拡大運動が始まります。大会でも早期に300人を突破し、350人を目指すことを確認しました。

ぜひ、皆さんの協力を願っています。そして、目標達成に向けて大いに奮闘しましょう。

**最賃1500円以上への引き上げ  
全国一律最低賃金を要求し、とりくみを強めよう！**

2020年度最低賃金について、中央最低賃金審議会は、7月22日、新型コロナウイルスの影響を理由に、雇用の維持を盾にして、引き上げ額の

目安を示さず、「凍結」としました。

## 増税で苦しい労働者の家計

度重なる消費税増税、下がる一方の労働者の可処分所得のもとで、コロナ禍は労働者の生活に大きなダメージとなって、追い打ちをかけています。各地方の最低賃金審議会は、最高3円から1円のわずかな引き上げを行っています。その中で、コロナ禍の不安が広がっている東京では1013円で据え置きました。最低賃金に依存している、多くの正規・非正規の労働者へのマイナス影響は大きなものがあります。

## 全国どこでも1500円以上必要

生計費に大きな地域間格差はなく、時給1500円以上の必要性は、全労連の最低生計費試算調査で明らかです。この間、ほぼすべての政党が最低賃金の格差是正と引き上げを政策に掲げています。全国一律制の確立を求める山形県知事をはじめ多くの地方自治体が格差是正と大幅な引き上げを求めるなど、社会的要請は強まっています。

また、海外では、コロナ禍での労働者の生活を守るために、最低賃金をイギリスは6.2%（全国一律1200円）、アメリカはコロラド州など4州で15ドル（約1600円）に引き上げています。

政府に、最低賃金の引き上げが可能となる中小企業支援策をいますぐ明らかにするよう要求するとともに、最低賃金審議会の据え置きに異議申し立てを行い、再度の審議を要求する取り組みが必要です。

引き続き、最低賃金を時給1500円以上に、そして全国一律最低賃金の確立のとりくみをすすめましょう！

## 解決！労働相談

### コロナ理由の解雇、4カ月分で合意解決

都内のA和菓子屋に勤務していたBさん。コロナ禍の最中、無給での休業通知（4月30日付：5



月1日～6月30日)が送られ、その後に5月26日(電話は5月23日)に6月末付解雇するとの通知がきました。

本人は納得できず、家族の紹介で当組合に相談。5月29日付で団体交渉申し入れを行った処、6月10日付で解雇撤回と休業手当支給(60%)の通知が届きました。

それを受け、6月30日に職場復帰と休業手当で社長と協議を行ったが、やはり解雇するとし、7月13日に解雇通知を受けました。8月4日に交渉するとまたもや解雇撤回と職場復帰と態度を二転三転。誠実さが見られない社長の言動に、復職の意志だったBさんもこれを拒否。不当解雇での補償を求めて交渉してきました。

A社は経営難と資金難を主張して、1ヶ月分しか支払えないとの回答でした。しかし、Bさんと組合は今回の解雇はコロナを理由にはできない。本人のみ狙い撃ちにしたもので、不当解雇であること。解雇手当1か月分の回答では、納得がいかず裁判に訴えるか、労働審判を選択せざるを得ないと主張。

その後、さらに2回の交渉を重ね、8月24日

に4度目の交渉を行いました。

事業主は社労士より弁護士を入れるべきと言われた相談。弁護士から一定のものを出すべきと助言されたとして、精一杯出せるのは4か月分だという回答。この提案をBさん自身も了解し、合意解決しました。

コロナを理由に一人の労働者をターゲットに解雇することなど、決して許されません。

## CU三多摩・2020 秋の拡大月間 学習決起集会を成功させよう！

日時 10月4日(日)

午後2時～

場所 北多摩西教育会館3階

(CU三多摩組合事務所ビル)

講師 浅見 和彦 専修大学教

テーマは、個人加盟地域ユニオンの意義と役割について約1時間のお話しを予定。

規模 100人以上の会場に50人  
目標で取り組みます。

参加費 無料

※マスク着用をお願いします。

## CU独自の「入院見舞金」

組合員の皆さんのが怪我や病気で入院4日以上の場合、CU東京の共済(70歳以上は不支給)が支給されます。一年が過ぎると見舞金が受け取れなくなります。

入院見舞金未請求の方がおられたら、組合へご連絡ください。

また、組合員全員に結婚祝い金や出産祝い金制度、交通災害補償もあります。

任意ですが、自転車保険(年掛け金5200円で損害賠償1億円、入院1日6000円×180日)や介護、がん補償もあります。

転ばぬ先の杖、しっかりと対策を。

最低賃金据え置きに抗議し、時給1500円を要求する宣伝行動です。ぜひ、ご参加を！

日時 10月4日(日)

11時～12時

場所 立川駅北口デッキ

※終了後、14時学習会へ参加しましょう。